

下水道技術検定及び下水道管理技術認定試験

全国11都市にて11月10日に実施

1. 下水道技術検定等の実施公告について

日本下水道事業団は、平成25年度に実施する第39回下水道技術検定及び第27回下水道管理技術認定試験の実施の細目を決定し、6月3日付の官報で公告します。

実施する技術検定及び認定試験の目的、区分、試験科目及び試験の方法は、別紙のとおりです。

2. 下水道技術検定等の実施内容

技術検定及び認定試験の実施の主な内容は、次のとおりです。

実施期日 平成25年11月10日（日）

第1種技術検定 9時00分から16時00分まで

第2種技術検定 9時00分から12時15分まで

第3種技術検定 13時15分から16時30分まで

認定試験（管路施設） 9時00分から11時45分まで

実施場所 札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、鹿児島市及び那覇市の11都市

受験資格 受験資格については制限はなく、誰でも受験できます。

申込用紙の配布 平成25年6月10日（月）から7月25日（木）まで次の場所において配布します。

- ① 日本下水道事業団 研修センター研修企画課
（〒335-0037 埼玉県戸田市下笹目5141）
- ② 日本下水道事業団 経営企画部総務課広報室
（東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル）
- ③ 日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所お客様サービス課
（大阪府中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル）
- ④ 上記以外の総合事務所お客様サービス課、事務所

郵送を希望する場合は、①研修センター研修企画課へ封筒の表に「技術検定（認定試験）申込用紙請求」と朱書き、140円切手をはった宛先明記の返信用封筒（角型2号：24cm×33cm）を必ず同封してください。

なお、事業団のホームページから申込用紙をダウンロードすることができます。

受験申込の受付 平成25年7月1日（月）から7月25日（木）までに所定の封筒
を用い、研修センター研修企画課に簡易書留郵便で申し込んでくださ
い。

（7月25日までの消印があるものに限り受け付けます。）

検定及び試験手数料 7,000円

合格者の発表日 平成25年12月20日（金）

第2種、第3種技術検定、下水道管理技術認定試験（管路施設）

平成26年 2月 7日（金）

第1種技術検定

3. 技術検定及び認定試験に関する問い合わせ先

日本下水道事業団 研修センター研修企画課

（電話 048-421-2076）

（問い合わせ先）

日本下水道事業団 研修センター

調査役 木下 真一

（電話 048-421-2691）

下水道技術検定

目 的

技術検定は地方公共団体における有資格者の早期確保などを目的に創設された制度で、合格した場合下水道法第 22 条の資格取得について必要とされる実務経験年数を短縮する特例が認められる。

技術の内容に応じて「第 1 種技術検定」、「第 2 種技術検定」、「第 3 種技術検定」の 3 つの区分に分かれている。

また、平成 17 年 2 月 28 日付で下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示 1348 号）が改正され、登録規程に基づき登録するにあたっては、第 3 種技術検定に合格し所定の実務経験年数を有する者を営業所ごとに置くことが要件となっている。

なお、維持管理の包括的民間委託契約においては、民間事業者側に下水道法施行令第 15 条の 3 に掲げる資格を有する技術者を置き、業務に当たらせることが必要となっている（平成 16 年国都下管第 10 号下水道管理指導室長通知）。

検 定 区 分		検 定 の 対 象	試 験 科 目	試 験 方 法
下 水 道 技 術 検 定	第 1 種技術 検定	下水道の計画設計を行うために必要とされる技術	下水道計画、下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式 及び記述式
	第 2 種技術 検定	下水道の実施設設計及び設置又は改築の工事の監督管理を行うために必要とされる技術	下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式
	第 3 種技術 検定	下水道の維持管理を行うために必要とされる技術	下水処理、工場排水、運転管理、安全管理及び法規	多肢選択式

下水道管理技術認定試験

目 的

認定試験は、下水道管路施設の維持管理業務に従事する技術者の技術力を公平に判定し、認定することにより、管路施設維持管理の健全な発展と技術者の技術水準の向上を図り、もって下水道の適正な維持管理に資することを目的にした制度である。

試 験 区 分		試 験 の 対 象	試 験 科 目	試 験 方 法
下 水 道 管 理 技 術 認 定 試 験	管路施設	管路施設の維持管理を適切に行うために必要とされる技術	工場排水、維持管理、安全管理及び法規	多肢選択式